

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

○ 公布した条例の解説

総務学事課

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

### 【条 例】

- 岡山県税条例及び岡山県収入証紙条例の一部を改正する条例
- 岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例
- 岡山県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例
- 岡山県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例
- 岡山県国民健康保険調整交付金交付条例を廃止する条例
- 岡山県国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例
- 岡山県産業労働関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例

税務課

警察本部

税務課

医療推進課

〃

長寿社会課

〃

観光課

建築指導課

人事課

### 【解 説】

岡山県税条例及び岡山県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十七号

岡山県税条例及び岡山県収入証紙条例の一部を改正する条例

(岡山県税条例の一部改正)

第一条 岡山県税条例(昭和二十九年岡山県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項中「これら」を「第九十七条」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、自動車取得税の納税義務者は、第九十七条の規定により自動車取得税額を納付する場合であつて、知事が必要と認めるときは、当該自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。)に相当する金額を現金で納付するものとする。

第九十九条の二第三項中「次条第一項」を「第一百十条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(自動車税の徴収の方法の特例)

第九十九条の三 納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条の規定による登録の申請を行い、併せて岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年岡山県条例第八号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を省令で定める方法により徴収する。

附則第二十一条の四第一項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

(岡山県収入証紙条例の一部改正)

第二条 岡山県収入証紙条例(昭和三十九年岡山県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「第三条第一項又は」を「第三条第一項、」に、「の規定により、」を「又は自動車保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成三年国家公安委員会規則第一号)第二条第一項(同規則第五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年二月五日から施行する。ただし、第一条中岡山県税条例附則第二十一条の四第一項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十八号

岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例

岡山県産業廃棄物処理税条例（平成十四年岡山県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例（平成二十四年岡山県条例第七十八号）」を「岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例（平成二十九年岡山県条例第四十八号）」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岡山県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十九号

岡山県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例

岡山県医療施設耐震化臨時特例基金条例（平成二十一年岡山県条例第五十五号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十号

岡山県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例

岡山県地域医療再生臨時特例基金条例（平成二十二年岡山県条例第三号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県国民健康保険調整交付金交付条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十一号

岡山県国民健康保険調整交付金交付条例を廃止する条例

岡山県国民健康保険調整交付金交付条例（平成十七年岡山県条例第六十一号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 平成二十九年以前各年度の調整交付金(この条例による廃止前の岡山県国民健康保険調整交付金交付条例第一条に規定する調整交付金をいう。)については、なお従前の例による。

岡山県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第五十二号

岡山県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例  
条例

(趣旨)

第一条 この条例は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)第七十五条の二第一項及び第七十五条の七第一項の規定により、法第七十五条の二第一項の国民健康保険給付費等交付金(以下「交付金」という。)の交付及び法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金(以下「納付金」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付金の交付)

第二条 知事は、市町村に対し、規則で定めるところにより、予算の範囲内で、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。)第六条第一項の普通交付金を交付する。

2 知事は、市町村に対し、規則で定めるところにより、予算の範囲内で、算定政令第六条第一項の特別交付金を交付する。

3 算定政令第六条第六項第三号に規定する特別交付金の交付に充てられる部分は、規則で定めるところにより算定した額に係る部分とする。

(納付金の徴収)

第三条 知事は、各年度ごとに、当該年度において当該市町村から徴収すべき納付金の額を算定し、規則で定めるところにより当該市町村に対してあらかじめ通知した上で、当該算定した額の納付金を徴収する。

(医療費指数反映係数の基準)

第四条 算定政令第九条第三項の条例で定める基準は、零以上一以下の範囲内の数値であることとする。

(年齢調整後医療費指数)

第五条 算定政令第九条第四項に規定する条例で定める値は、当該市町村に係る同項第三号に掲げる値とする。

2 算定政令第九条第四項第三号イ(1)の条例で定める部分は、被保険者に係る療養の給付に要した費

用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者について受けた療養に係る費用の額（当該療養（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が規則で定める額を超えるものについて、規則で定めるところにより算定した額に係る部分とする。

（一般納付金所得係数の基準）

第六条 算定政令第九条第五項の条例で定める基準は、同項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数とする。

（一般納付金所得等割合）

第七条 算定政令第九条第六項に規定する条例で定める数は、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。

（一般納付金被保険者数等割合）

第八条 算定政令第九条第七項に規定する条例で定める数は、当該市町村に係る同項第二号に掲げる数とする。

（一般納付金被保険者均等割指数の範囲）

第九条 算定政令第九条第九項の条例で定める範囲は、〇・七以上一未満とする。

（後期高齢者支援金等納付金所得係数の基準）

第十条 算定政令第十条第三項の条例で定める基準は、同項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数とする。

（後期高齢者支援金等納付金所得等割合）

第十一条 算定政令第十条第四項に規定する条例で定める数は、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。

（後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合）

第十二条 算定政令第十条第五項に規定する条例で定める数は、当該市町村に係る同項第二号に掲げる数とする。

（後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数の範囲）

第十三条 算定政令第十条第七項の条例で定める範囲は、〇・七以上一未満とする。

（介護納付金納付金所得係数の基準）

第十四条 算定政令第十一条第三項の条例で定める基準は、同項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数とする。

（介護納付金納付金所得等割合）

第十五条 算定政令第十一条第四項に規定する条例で定める数は、当該市町村に係る同項第一号に掲

げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第十六条 算定政令第十一条第五項に規定する条例で定める数は、当該市町村に係る同項第二号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金被保険者均等割指数の範囲)

第十七条 算定政令第十一条第七項の条例で定める範囲は、〇・七以上一未満とする。

(規則への委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、交付金の交付及び納付金の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 平成三十年度において各市町村から徴収すべき納付金の額の通知は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第二条の規定の例により行うことができる。

3 前項の規定により行った通知は、施行日において第三条の規定により行われたものとみなす。(区域内市町村群において共同して負担する著しく高額な医療に係る給付に要する費用の特例)

4 算定政令附則第四条第一項の規定により算定政令第九条第四項第三号イ(1)の規定を読み替えて適用する場合における第五条第二項の規定の適用については、同項中「被保険者に」とあるのは「一般被保険者(法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下この項において同じ。)」に」と、「当該被保険者」とあるのは「当該一般被保険者」とする。

岡山県産業労働関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

#### 岡山県条例第五十三号

岡山県産業労働関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県産業労働関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に改め、同条第二号及び第三号中「通訳案内士登録証」を「全国通訳案内士登録証」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成三十年一月四日から施行する。

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十四号

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県土木関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八十七号の次に次の二号を加える。

八十七の二 不動産特定共同事業法第四十一条第一項の規定による小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査 六万円

八十七の三 不動産特定共同事業法第四十一条第三項の規定による小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査 六万円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十五号

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例

(岡山県職員給与条例の一部改正)

第一条 岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第一項第一号中「もの 月額 四十一万三千八百円」を「もの 月額 四十一万四千三百円」に改め、同項第二号中「もの 月額 五万六百元」を「もの 月額 五万七百元」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「百分の八十五」を「百分の九十五」に、「百分の百五」を「百分の百十五」に改め、同項第二号中「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の五十」を「百分の五十五」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

# 平成29年12月26日 岡山県公報 号外

別表第一 行政職給料表（第二条関係）

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	148,200	198,700	235,100	268,200	294,200	324,700	368,500	413,900	464,200
	2	149,300	200,500	236,700	270,100	296,400	326,900	371,100	416,300	467,300
	3	150,500	202,300	238,200	271,900	298,700	329,200	373,600	418,800	470,300
	4	151,600	204,000	239,800	274,000	300,800	331,400	376,200	421,200	473,300
	5	152,800	205,600	241,300	275,800	302,800	333,600	378,100	423,100	476,300
	6	153,900	207,400	243,000	277,700	305,100	335,600	380,600	425,400	479,300
	7	155,000	209,200	244,500	279,600	307,400	337,800	382,900	427,500	482,300
	8	156,100	211,000	246,100	281,700	309,600	340,000	385,400	429,700	485,400
	9	157,200	212,600	247,400	283,800	311,600	342,000	387,900	431,700	488,100
	10	158,600	214,400	248,900	285,800	313,900	344,200	390,600	433,800	491,200
	11	160,000	216,200	250,500	287,900	316,100	346,200	393,200	435,900	494,200
	12	161,300	217,900	251,900	289,900	318,400	348,400	395,900	438,000	497,300
	13	162,600	219,500	253,400	291,900	320,500	350,200	398,300	439,700	500,000
	14	164,100	221,400	254,900	294,000	322,600	352,200	400,600	441,500	502,300
	15	165,600	223,300	256,200	296,000	324,800	354,300	402,800	443,500	504,600
	16	167,200	225,200	257,600	298,000	326,900	356,300	405,200	445,500	506,900
	17	168,600	226,800	259,100	299,900	328,900	358,000	407,000	447,400	509,000
	18	170,100	228,500	260,800	301,900	330,900	360,000	409,000	449,200	510,400
	19	171,600	230,100	262,500	304,000	332,900	361,800	410,900	451,000	511,900
	20	173,100	231,700	264,300	306,000	334,900	363,700	412,700	452,700	513,300
	21	174,500	233,200	265,900	308,000	336,700	365,700	414,600	454,500	514,500
	22	177,200	234,900	267,700	310,100	338,800	367,600	416,400	456,000	515,900
	23	179,900	236,500	269,400	312,100	340,800	369,600	418,200	457,400	517,400
	24	182,600	238,100	271,100	314,200	342,900	371,500	420,100	458,900	518,900
	25	185,300	239,300	273,100	315,900	344,300	373,500	421,900	460,300	520,000
	26	187,000	240,800	275,000	318,000	346,200	375,400	423,400	461,600	521,100
	27	188,700	242,200	276,800	320,000	348,100	377,400	424,900	462,900	522,300
	28	190,400	243,500	278,600	322,000	350,000	379,400	426,500	464,100	523,500
	29	191,900	244,800	280,300	323,800	351,700	380,900	428,100	465,100	524,500
	30	193,700	246,000	282,200	325,800	353,600	382,700	429,400	465,800	525,400
	31	195,500	247,000	284,100	327,900	355,500	384,500	430,700	466,600	526,300
	32	197,100	248,200	285,800	330,000	357,300	386,100	431,900	467,300	527,200
	33	198,700	249,500	287,400	331,300	359,200	387,900	433,100	468,000	528,000
	34	200,200	250,700	289,300	333,300	361,000	389,300	434,400	468,800	528,900
	35	201,700	251,900	291,100	335,200	362,800	390,800	435,700	469,500	529,600
	36	203,100	253,200	293,000	337,300	364,500	392,400	436,900	470,100	530,100
	37	204,400	254,100	294,600	339,200	365,900	393,800	438,100	470,600	530,800
	38	205,700	255,500	296,300	341,100	367,200	395,000	438,900	471,200	531,400
	39	207,000	256,900	298,100	343,100	368,600	396,200	439,700	471,800	532,200
	40	208,300	258,400	299,900	345,000	370,000	397,300	440,500	472,400	532,800



平成29年12月26日 岡山県公報 号外

再任 用職 員以 外の 職員	41	209,500	259,800	301,500	346,900	371,300	398,400	441,100	472,900	533,300
	42	210,800	261,200	303,200	348,800	372,200	399,600	441,800	473,400	
	43	212,000	262,600	304,700	350,600	373,300	400,800	442,500	473,800	
	44	213,200	263,900	306,300	352,500	374,400	401,900	443,200	474,100	
	45	214,400	265,100	307,900	354,000	375,200	402,600	444,000	474,400	
	46	215,700	266,400	309,600	355,400	376,100	403,300	444,800		
	47	216,900	267,800	311,200	356,900	377,000	404,000	445,200		
	48	218,100	269,100	312,900	358,400	377,900	404,700	445,900		
	49	219,200	270,300	313,900	360,000	378,800	405,300	446,400		
	50	220,300	271,400	315,400	360,800	379,600	405,900	446,800		
	51	221,300	272,700	316,900	362,000	380,400	406,400	447,200		
	52	222,400	274,000	318,500	363,000	381,200	406,800	447,600		
	53	223,400	275,000	320,100	363,900	381,900	407,200	448,000		
	54	224,300	276,100	321,700	365,000	382,600	407,500	448,400		
	55	225,000	277,400	323,300	365,900	383,300	407,800	448,800		
	56	225,900	278,700	324,800	367,000	384,000	408,100	449,100		
	57	226,400	279,700	326,300	367,900	384,500	408,400	449,400		
	58	227,300	280,700	327,500	368,600	385,100	408,700	449,800		
	59	228,200	281,600	328,700	369,300	385,700	409,000	450,100		
	60	229,100	282,700	329,900	370,000	386,400	409,300	450,400		
	61	229,900	283,800	330,600	370,400	386,800	409,600	450,700		
	62	230,900	284,800	331,500	371,000	387,500	409,900			
	63	231,600	285,700	332,300	371,700	388,100	410,200			
	64	232,400	286,700	333,100	372,400	388,700	410,500			
	65	233,100	287,300	334,000	372,700	389,100	410,800			
	66	233,900	288,200	334,400	373,400	389,700	411,100			
	67	234,800	288,900	335,100	374,100	390,300	411,400			
	68	235,700	289,800	335,900	374,800	390,900	411,700			
	69	236,400	290,800	336,700	375,100	391,300	411,900			
	70	237,000	291,600	337,400	375,700	391,800	412,200			
	71	237,500	292,400	338,100	376,400	392,300	412,500			
	72	238,200	293,200	338,800	377,000	392,900	412,800			
	73	238,800	294,000	339,300	377,300	393,200	413,000			
	74	239,400	294,500	339,900	377,900	393,600	413,300			
	75	240,000	294,900	340,400	378,600	394,000	413,600			
	76	240,600	295,400	341,000	379,200	394,400	413,800			
	77	241,300	295,500	341,300	379,600	394,700	414,000			
	78	242,100	295,900	341,800	380,100	395,000	414,300			
	79	242,900	296,100	342,200	380,700	395,300	414,600			
	80	243,600	296,500	342,700	381,200	395,600	414,800			
	81	244,200	296,700	343,100	381,700	395,800	415,000			
	82	244,900	296,900	343,600	382,300	396,100	415,300			
	83	245,600	297,300	344,100	382,800	396,400	415,600			
	84	246,300	297,600	344,600	383,100	396,600	415,800			
	85	246,900	297,900	344,900	383,500	396,800	416,000			
	86	247,600	298,200	345,300	384,000	397,100				
	87	248,300	298,500	345,800	384,400	397,400				
	88	249,000	298,900	346,200	384,800	397,600				

平成29年12月26日 岡山県公報 号外

89	249,600	299,200	346,500	385,200	397,800				
90	250,100	299,600	346,900	385,700	398,100				
91	250,400	299,900	347,400	386,100	398,400				
92	250,800	300,300	347,800	386,500	398,600				
93	251,100	300,400	348,000	386,800	398,800				
94		300,600	348,400						
95		301,000	348,900						
96		301,400	349,300						
97		301,600	349,400						
98		301,900	349,900						
99		302,300	350,300						
100		302,700	350,600						
101		302,900	350,900						
102		303,200	351,300						
103		303,600	351,700						
104		303,900	352,100						
105		304,100	352,600						
106		304,400	353,000						
107		304,800	353,400						
108		305,100	353,800						
109		305,300	354,300						
110		305,700	354,700						
111		306,100	355,000						
112		306,400	355,300						
113		306,500	355,800						
114		306,800							
115		307,100							
116		307,500							
117		307,700							
118		307,900							
119		308,200							
120		308,500							
121		308,900							
122		309,100							
123		309,400							
124		309,700							
125		310,000							
再任用職員	190,900	218,700	261,000	280,400	295,500	320,900	362,600	395,700	446,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

平成29年12月26日 岡山県公報 号外

別表第二 公安職給料表（第二条関係）

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	171,900	187,800	214,600	254,200	298,900	325,100	353,400	388,700	429,000
	2	173,600	189,600	216,600	256,000	300,800	327,200	355,600	390,800	430,800
	3	175,400	191,400	218,600	257,800	302,800	329,400	357,900	392,700	432,700
	4	177,100	193,200	220,600	259,600	305,000	331,500	360,100	394,700	434,600
	5	178,700	195,200	222,500	261,300	306,700	333,800	362,100	396,300	436,000
	6	180,600	197,500	224,500	263,100	308,800	336,000	364,200	398,200	437,700
	7	182,400	199,800	226,500	264,900	310,900	338,300	366,400	399,900	439,300
	8	184,300	202,100	228,400	266,700	313,100	340,500	368,600	401,600	440,800
	9	186,100	204,400	230,400	268,100	315,100	342,300	370,400	403,300	442,400
	10	187,800	207,000	232,200	269,900	317,300	344,600	372,600	405,300	444,100
	11	189,500	209,500	234,000	271,300	319,600	346,800	374,600	407,300	445,700
	12	191,200	212,000	235,800	272,600	321,700	349,100	376,800	409,400	447,300
	13	193,100	214,400	237,500	274,200	323,800	351,100	378,700	411,100	448,400
	14	195,300	216,200	239,300	275,600	326,100	353,200	380,800	413,200	450,000
	15	197,400	218,000	241,100	276,700	328,300	355,400	382,900	415,200	451,800
	16	199,600	219,800	243,000	278,000	330,500	357,500	385,000	417,300	453,600
	17	201,800	221,600	244,600	278,900	332,300	359,600	386,600	419,000	455,200
	18	204,200	223,500	246,400	280,300	334,600	361,600	388,600	420,700	457,000
	19	206,600	225,300	248,200	281,700	336,700	363,600	390,500	422,400	458,800
	20	209,000	227,000	250,000	283,100	339,000	365,700	392,500	424,000	460,500
	21	211,600	228,700	251,700	284,400	341,000	367,500	394,300	425,700	462,100
	22	213,400	230,500	253,200	285,800	343,000	369,500	396,400	427,300	463,800
	23	215,200	232,300	254,700	287,100	345,100	371,400	398,500	428,700	465,400
	24	217,000	234,100	256,100	288,600	347,100	373,500	400,500	430,200	467,200
	25	218,700	235,700	257,300	289,800	349,000	375,200	402,200	431,500	468,700
	26	220,500	237,400	258,700	291,700	351,100	377,200	404,200	432,900	470,100
	27	222,300	239,000	260,100	293,700	353,000	379,200	406,300	434,400	471,600
	28	224,000	240,600	261,400	295,700	355,000	381,200	408,400	436,000	472,900
	29	225,800	242,000	262,600	297,600	356,900	383,100	409,900	437,300	474,100
	30	227,600	243,700	263,700	299,600	359,000	385,200	411,700	439,000	474,800
	31	229,400	245,400	265,000	301,400	360,900	387,300	413,400	440,700	475,500
	32	231,100	247,200	266,100	303,300	363,000	389,300	415,100	442,300	476,200
	33	232,800	248,800	266,700	305,100	364,500	391,200	416,800	443,700	476,700
	34	234,500	250,400	267,900	306,900	366,500	393,300	418,300	445,400	477,500
	35	236,100	252,000	269,000	308,800	368,400	395,400	419,900	447,100	478,200
	36	237,700	253,500	270,200	310,600	370,500	397,300	421,400	448,700	478,800
	37	239,100	254,800	271,100	312,400	372,400	399,000	422,700	450,100	479,100
	38	240,800	256,300	272,300	314,300	374,500	400,500	424,200	450,800	479,700
	39	242,500	257,600	273,300	316,200	376,500	401,800	425,700	451,500	480,200
	40	244,300	258,800	274,300	317,900	378,500	403,200	427,200	452,200	480,700

平成29年12月26日 岡山県公報 号外

	41	245,900	260,000	275,500	319,700	380,500	404,400	428,700	452,600	481,200
	42	247,400	261,200	276,900	321,500	382,600	405,500	430,000	453,200	481,600
	43	248,900	262,300	278,200	323,400	384,700	406,500	431,300	453,900	482,000
	44	250,300	263,400	279,400	325,300	386,700	407,500	432,500	454,500	482,400
	45	251,500	264,200	280,500	327,000	388,400	408,700	433,500	455,300	482,700
	46	252,700	265,300	282,000	328,900	390,100	409,900	434,200	456,000	
	47	253,800	266,400	283,500	330,800	391,700	411,000	435,000	456,500	
	48	254,900	267,600	285,100	332,600	393,400	412,200	435,800	457,000	
	49	255,800	268,500	286,900	334,100	394,800	413,500	436,300	457,500	
	50	256,900	269,700	288,600	335,700	395,800	414,300	436,700	457,800	
	51	258,100	270,700	290,300	337,100	396,800	415,100	437,100	458,100	
	52	259,200	271,800	291,800	338,800	397,800	415,800	437,400	458,500	
	53	259,900	273,000	293,300	340,300	399,100	416,300	437,700	458,900	
	54	261,100	274,000	295,100	342,000	400,200	417,000	438,100	459,100	
	55	262,000	275,400	296,800	343,700	401,300	417,700	438,400	459,400	
	56	263,200	276,600	298,500	345,500	402,500	418,300	438,700	459,600	
	57	264,200	277,600	300,000	346,500	403,800	419,000	439,000	460,000	
	58	265,200	279,200	301,700	348,200	404,600	419,400	439,300	460,200	
	59	266,000	280,600	303,500	349,800	405,400	420,000	439,600	460,400	
	60	267,000	282,200	305,300	351,400	406,100	420,600	439,900	460,600	
	61	268,100	283,800	306,700	353,000	406,600	421,000	440,200	461,000	
	62	269,100	285,400	308,500	354,700	407,300	421,600	440,500		
	63	270,200	287,000	310,300	356,400	408,000	422,100	440,800		
	64	271,100	288,500	312,000	358,100	408,700	422,600	441,100		
	65	272,200	289,900	313,400	359,700	409,000	423,100	441,400		
	66	273,400	291,300	315,100	361,300	409,700	423,700	441,700		
	67	274,600	292,800	316,500	362,900	410,400	424,100	442,000		
	68	275,900	294,200	318,200	364,500	411,000	424,600	442,300		
	69	277,100	295,800	319,600	365,700	411,400	425,000	442,500		
	70	278,500	297,300	321,000	367,100	411,900	425,300	442,800		
	71	279,900	298,900	322,400	368,400	412,500	425,600	443,100		
	72	281,200	300,500	323,900	369,800	413,000	425,900	443,400		
再任 用職 員以 外の 職員	73	282,400	301,700	324,700	371,000	413,500	426,200	443,600		
	74	283,800	303,100	326,300	372,200	413,900	426,500	443,900		
	75	285,200	304,600	327,800	373,500	414,400	426,800	444,200		
	76	286,400	306,100	329,500	374,800	414,900	427,100	444,500		
	77	287,600	307,100	331,300	376,100	415,400	427,300	444,700		
	78	288,800	308,600	333,000	377,300	415,900	427,600	445,000		
	79	290,000	309,800	334,600	378,500	416,500	427,900	445,300		
	80	291,000	311,300	336,200	379,700	417,000	428,200	445,600		
	81	292,100	312,600	337,900	380,900	417,400	428,400	445,800		
	82	293,300	314,000	339,600	382,100	418,000	428,700	446,100		
	83	294,600	315,200	341,200	383,200	418,500	429,000	446,400		
	84	295,900	316,600	342,900	384,400	418,700	429,200	446,700		
	85	297,100	317,600	344,300	385,500	419,000	429,400	446,900		
	86	298,300	319,100	345,800	386,100	419,500	429,700			
	87	299,200	320,400	347,300	386,600	419,800	430,000			
	88	300,400	321,900	348,800	387,200	420,100	430,200			

89	301,400	323,400	350,100	387,800	420,400	430,400
90	302,600	324,900	351,300	388,400	420,800	430,700
91	303,700	326,300	352,600	389,000	421,200	431,000
92	304,900	327,800	353,900	389,600	421,600	431,200
93	305,500	329,100	355,300	389,900	421,900	431,400
94	306,800	330,400	356,800	390,400		
95	307,900	331,800	358,300	391,000		
96	309,200	333,100	359,800	391,500		
97	310,300	334,300	361,100	391,900		
98	311,500	335,600	362,300	392,300		
99	312,700	336,900	363,400	392,900		
100	313,900	338,200	364,600	393,400		
101	315,100	339,600	365,700	393,800		
102	316,100	340,500	366,800	394,300		
103	317,200	341,600	367,900	394,900		
104	318,200	342,800	369,100	395,400		
105	319,000	343,900	370,300	395,700		
106	319,600	345,000	370,800	396,100		
107	320,200	346,000	371,400	396,600		
108	320,900	347,100	372,000	396,900		
109	321,400	348,300	372,600	397,200		
110	321,900	349,300	373,100	397,700		
111	322,400	350,300	373,600	398,200		
112	323,000	351,200	374,100	398,700		
113	323,800	352,100	374,500	399,000		
114	324,500	353,000	374,900	399,500		
115	325,200	354,000	375,500	400,000		
116	325,900	355,000	376,000	400,500		
117	326,500	356,000	376,400	400,800		
118	327,300	356,500	376,900	401,300		
119	328,000	357,100	377,500	401,800		
120	328,800	357,700	378,000	402,300		
121	329,400	358,000	378,100	402,700		
122	329,700	358,400	378,700	403,200		
123	330,200	358,900	379,200	403,600		
124	330,700	359,300	379,600	404,100		
125	331,000	359,700	380,100	404,500		
126		360,100	380,600			
127		360,600	381,100			
128		361,000	381,600			
129		361,400	381,900			
130		361,800	382,400			
131		362,200	382,900			
132		362,600	383,400			
133		362,800	383,700			
134		363,300	384,200			
135		363,700	384,600			
136		364,000	385,000			

平成29年12月26日 岡山県公報 号外

	137		364,300	385,300						
	138		364,700	385,800						
	139		365,200	386,300						
	140		365,700	386,800						
	141		366,000	387,100						
	142		366,500							
	143		367,000							
	144		367,500							
	145		367,800							
再任用職員		245,000	256,900	261,100	294,800	311,300	325,400	348,900	384,100	415,700

備考 この表は、警察官の職にある職員に適用する。

別表第三 教育職給料表（第二条関係）

イ 教育職給料表（一）

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	162,100	206,900	267,700	335,800	423,100
	2	163,600	208,600	270,200	338,000	424,900
	3	165,100	210,300	272,500	340,300	426,700
	4	166,600	212,000	274,800	342,400	428,400
	5	168,400	213,900	277,400	344,700	429,900
	6	170,300	215,600	279,800	346,900	431,400
	7	172,100	217,300	282,000	349,200	433,300
	8	173,900	218,900	284,200	351,500	435,200
	9	175,700	220,600	286,500	353,300	437,000
	10	177,800	222,500	288,800	355,400	438,800
	11	179,900	224,300	291,200	357,500	440,700
	12	181,900	226,100	293,400	359,600	442,500
	13	183,900	227,800	295,800	361,700	444,200
	14	186,100	229,800	297,900	363,700	446,100
	15	188,400	231,800	299,800	365,700	447,900
	16	190,700	233,800	301,800	367,700	449,800
	17	193,000	235,600	303,900	369,500	451,500
	18	195,600	238,300	306,400	371,400	453,300
	19	198,200	241,000	308,900	373,200	455,100
	20	200,700	243,700	311,600	375,200	456,900
	21	203,200	246,400	313,900	376,800	458,500
	22	204,900	249,300	316,500	378,700	460,200
	23	206,600	252,100	318,800	380,600	462,100
	24	208,300	254,800	321,500	382,500	463,800
	25	209,900	257,400	324,100	383,800	465,500
	26	211,600	260,000	326,400	385,600	467,100
	27	213,200	262,500	328,800	387,400	468,700
	28	214,700	264,800	331,000	389,300	470,200
	29	216,200	267,500	333,300	391,200	471,700
	30	217,900	269,900	335,300	393,100	473,000
	31	219,600	272,100	337,500	395,000	474,300
	32	221,300	274,300	339,700	397,000	475,600
	33	222,800	276,400	341,600	398,700	476,800
	34	224,600	278,600	343,700	400,400	477,500
	35	226,300	280,800	345,800	402,000	478,200
	36	228,000	282,800	347,900	403,800	478,900
	37	229,600	285,100	350,000	405,000	479,500
	38	231,400	287,100	352,100	406,500	
	39	233,200	289,000	354,300	407,900	
	40	235,000	291,000	356,400	409,300	

	41	236,800	292,800	358,400	411,000
	42	238,600	295,200	360,500	412,400
	43	240,400	297,500	362,400	413,700
	44	242,100	300,000	364,500	415,200
	45	243,500	302,100	366,300	416,800
	46	245,200	304,600	368,300	418,100
	47	246,500	306,900	370,300	419,600
	48	247,700	309,600	372,300	421,200
	49	249,200	312,000	373,900	422,900
	50	250,700	314,400	375,700	424,300
	51	251,900	316,900	377,600	425,900
	52	253,400	319,200	379,600	427,400
	53	254,600	321,500	381,500	429,100
	54	255,800	323,700	383,300	430,600
	55	257,200	325,800	385,100	432,200
	56	258,300	328,000	386,800	433,800
	57	259,600	330,100	388,300	435,300
	58	260,700	332,200	389,900	436,800
	59	261,800	334,300	391,600	438,000
	60	263,000	336,300	393,300	439,200
	61	264,300	338,400	394,500	440,400
	62	265,600	340,500	395,900	441,700
	63	267,000	342,700	397,300	443,000
	64	268,100	344,900	398,600	444,200
	65	269,400	346,700	400,000	445,400
	66	270,900	348,900	401,200	446,600
	67	272,400	350,900	402,600	447,800
	68	274,100	353,100	404,000	449,000
	69	275,600	354,900	405,300	450,200
	70	277,000	356,800	406,600	451,400
	71	278,400	358,900	408,000	452,600
	72	279,800	360,900	409,300	453,800
	73	280,900	362,500	410,600	454,900
	74	282,300	364,400	412,000	455,500
	75	283,700	366,200	413,400	456,000
	76	284,900	368,100	414,700	456,500
再任	77	286,200	370,000	415,900	457,000
用職	78	287,400	371,700	417,100	
員以	79	288,600	373,400	418,400	
外の	80	289,800	375,000	419,800	
職員	81	290,900	376,500	421,100	
	82	292,100	378,000	422,300	
	83	293,300	379,500	423,300	
	84	294,500	380,900	424,500	
	85	295,600	382,000	425,700	
	86	296,700	383,400	426,900	
	87	297,700	384,800	428,100	
	88	298,900	386,100	429,100	



89	300,000	387,400	430,200
90	301,100	388,700	431,200
91	302,300	389,900	432,200
92	303,500	391,200	433,200
93	304,100	392,500	434,100
94	305,100	393,600	434,900
95	306,200	394,900	435,700
96	307,400	396,100	436,500
97	308,400	397,500	437,300
98	309,500	398,500	437,700
99	310,500	399,600	438,100
100	311,600	400,600	438,500
101	312,500	401,500	438,900
102	313,600	402,500	439,200
103	314,700	403,600	439,500
104	315,700	404,700	439,800
105	316,300	405,400	440,100
106	317,200	406,300	440,400
107	318,000	407,200	440,700
108	318,800	408,100	440,900
109	319,700	408,900	441,100
110	320,100	409,800	
111	320,500	410,600	
112	321,000	411,400	
113	321,600	412,000	
114	322,000	412,700	
115	322,500	413,400	
116	323,000	414,100	
117	323,600	414,700	
118	324,100	415,200	
119	324,500	415,600	
120	325,000	416,000	
121	325,500	416,400	
122	325,900	416,700	
123	326,400	417,000	
124	326,900	417,200	
125	327,500	417,400	
126	327,800	417,700	
127	328,100	418,000	
128	328,400	418,200	
129	328,600	418,400	
130	328,900	418,700	
131	329,200	419,000	
132	329,500	419,200	
133	329,700	419,400	
134	329,900	419,700	
135	330,100	420,000	
136	330,400	420,200	

平成29年12月26日 岡山県公報 号外

	137	330,700	420,400			
	138	330,900	420,700			
	139	331,200	421,000			
	140	331,500	421,200			
	141	331,700	421,400			
	142	331,900	421,700			
	143	332,200	422,000			
	144	332,400	422,200			
	145	332,700	422,400			
	146	332,900				
	147	333,200				
	148	333,500				
	149	333,700				
	150	333,900				
	151	334,200				
	152	334,500				
	153	334,700				
再任用職員		239,400	280,500	309,200	337,300	421,400

備考

- この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

# 平成29年12月26日 岡山県公報 号外

## ロ 教育職給料表（二）

職員の区分	等級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	162,100	178,200	267,700	296,700	412,900
	2	163,600	180,300	270,200	299,300	414,400
	3	165,100	182,400	272,500	302,200	415,900
	4	166,600	184,600	274,800	304,700	417,400
	5	168,400	186,700	277,400	307,200	418,800
	6	170,300	188,900	279,800	309,600	420,200
	7	172,100	191,100	282,000	311,900	421,700
	8	173,900	193,300	284,200	314,300	423,300
	9	175,700	195,700	286,500	316,700	424,700
	10	177,800	198,500	288,800	319,300	426,100
	11	179,900	201,300	291,200	322,000	427,500
	12	181,900	204,000	293,400	324,900	428,800
	13	183,900	206,900	295,800	327,400	430,100
	14	186,100	208,600	297,900	329,400	431,500
	15	188,400	210,300	299,800	331,400	432,900
	16	190,700	212,000	301,800	333,700	434,300
	17	193,000	213,900	303,900	335,800	435,500
	18	195,600	215,600	306,400	338,000	436,800
	19	198,100	217,300	308,900	340,300	438,000
	20	200,700	218,900	311,600	342,400	439,300
	21	203,200	220,600	313,900	344,700	440,400
	22	204,900	222,500	316,500	346,900	441,600
	23	206,600	224,300	318,800	349,200	442,900
	24	208,300	226,100	321,500	351,500	444,200
	25	209,900	227,800	324,100	353,300	445,500
	26	211,500	229,800	326,400	355,100	446,700
	27	213,100	231,800	328,800	357,000	447,700
	28	214,600	233,800	331,000	358,900	448,800
	29	216,100	235,600	333,300	360,700	450,000
	30	217,800	238,300	335,300	362,500	450,800
	31	219,400	241,000	337,500	364,200	451,600
	32	221,100	243,700	339,700	366,100	452,500
	33	222,600	246,400	341,600	367,600	453,400
	34	224,300	249,300	343,700	369,300	453,900
	35	225,900	252,100	345,800	370,800	454,400
	36	227,500	254,800	347,800	372,600	454,900
	37	229,000	257,400	349,800	374,500	455,400
	38	230,700	260,000	351,700	376,000	
	39	232,400	262,500	353,700	377,400	
	40	234,100	264,800	355,600	379,000	

	41	235,800	267,500	357,300	380,100
	42	237,600	269,900	359,100	381,500
	43	239,400	272,100	360,700	382,900
	44	241,100	274,300	362,400	384,400
	45	242,800	276,400	364,200	385,900
	46	244,400	278,600	365,900	387,500
	47	245,800	280,800	367,300	389,100
	48	247,200	282,800	368,900	390,600
	49	248,600	285,100	370,100	392,000
	50	250,000	287,100	371,600	393,500
	51	251,500	289,000	373,200	395,000
	52	252,700	291,000	374,800	396,400
	53	253,800	292,800	376,300	397,600
	54	255,200	295,200	377,800	398,900
	55	256,400	297,500	379,300	400,000
	56	257,600	300,000	380,800	401,100
	57	258,800	302,100	382,300	402,500
	58	260,000	304,600	383,700	403,700
	59	261,100	306,900	385,100	404,900
	60	262,300	309,600	386,400	406,200
	61	263,700	312,000	387,300	407,400
	62	264,900	314,400	388,500	408,400
	63	266,100	316,900	389,700	409,800
	64	267,000	319,200	390,800	411,100
	65	268,000	321,500	391,700	412,300
	66	269,400	323,700	392,900	413,400
	67	270,800	325,800	393,900	414,600
	68	272,300	328,000	395,000	415,700
	69	273,900	330,100	396,200	416,700
	70	275,400	332,200	397,200	417,900
	71	276,900	334,400	398,300	419,100
	72	278,300	336,400	399,500	420,300
	73	279,300	338,500	400,500	420,900
	74	280,500	340,600	401,600	421,700
	75	281,800	342,800	402,700	422,400
	76	283,000	345,000	403,800	422,900
再任 用職 員以 外の 職員	77	284,300	346,700	404,700	423,200
	78	285,400	348,600	405,600	423,600
	79	286,600	350,300	406,600	424,000
	80	287,800	352,100	407,600	424,400
	81	289,000	353,900	408,400	424,700
	82	289,900	355,700	409,200	425,100
	83	291,100	357,200	409,900	425,500
	84	292,300	359,000	410,700	425,800
	85	293,300	360,200	411,400	426,100
	86	294,200	361,800	412,200	426,500
	87	294,900	363,300	412,900	426,900
	88	295,900	364,800	413,600	427,200

平成29年12月26日 岡山県公報 号外

89	296,900	366,200	414,200	427,500
90	297,800	367,500	414,900	427,800
91	298,700	368,900	415,400	428,100
92	299,600	370,300	416,100	428,300
93	299,900	371,800	416,500	428,500
94	300,600	373,100	416,900	
95	301,300	374,400	417,200	
96	302,100	375,600	417,500	
97	302,900	376,600	417,800	
98	303,700	377,600	418,100	
99	304,500	378,600	418,400	
100	305,200	379,600	418,600	
101	306,100	380,500	418,800	
102	306,600	381,500	419,100	
103	307,100	382,500	419,400	
104	307,600	383,500	419,600	
105	307,800	384,300	419,800	
106	308,200	385,200	420,100	
107	308,500	386,100	420,400	
108	308,700	387,100	420,600	
109	308,900	387,900	420,800	
110	309,100	388,900		
111	309,400	389,900		
112	309,700	390,900		
113	309,900	391,500		
114	310,100	392,400		
115	310,300	393,300		
116	310,600	394,200		
117	310,900	395,000		
118	311,200	395,700		
119	311,500	396,500		
120	311,800	397,300		
121	311,900	397,900		
122	312,100	398,700		
123	312,400	399,400		
124	312,700	400,100		
125	312,900	400,700		
126		401,400		
127		401,900		
128		402,500		
129		403,200		
130		403,800		
131		404,300		
132		404,800		
133		405,100		
134		405,400		
135		405,700		
136		406,000		

平成29年12月26日 岡山県公報 号外

	137		406,300			
	138		406,600			
	139		406,900			
	140		407,200			
	141		407,500			
	142		407,800			
	143		408,100			
	144		408,400			
	145		408,600			
	146		408,900			
	147		409,200			
	148		409,400			
	149		409,600			
	150		409,900			
	151		410,200			
	152		410,400			
	153		410,600			
	154		410,900			
	155		411,200			
	156		411,400			
	157		411,600			
再任用職員		230,500	277,300	304,300	330,600	411,400

備考

- この表は、中学校に勤務する校長，副校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭，講師，助教諭及び養護助教諭並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち，その等級が3級である職員の給料月額は，この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

# 平成29年12月26日 岡山県公報 号外

別表第四 研究職給料表（第二条関係）

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	148,400	198,700	284,700	336,100	393,800
	2	149,500	201,400	287,100	338,300	396,700
	3	150,700	203,800	289,500	340,500	399,400
	4	151,800	206,200	291,900	342,500	402,200
	5	153,000	208,700	294,200	344,400	404,300
	6	154,300	211,000	296,400	346,500	407,000
	7	155,600	213,200	298,400	348,600	409,700
	8	156,900	215,400	300,400	350,600	412,400
	9	158,000	217,500	302,500	352,400	415,000
	10	159,800	219,800	305,100	354,400	417,600
	11	161,400	222,300	307,700	356,500	420,300
	12	163,000	224,600	310,500	358,400	423,100
	13	164,500	226,700	312,700	360,400	425,700
	14	166,500	229,100	315,300	362,300	428,400
	15	168,400	231,500	317,800	364,100	431,200
	16	170,400	233,900	320,600	366,000	433,900
	17	172,200	236,100	323,200	367,900	436,400
	18	174,400	238,900	325,400	369,800	439,000
	19	176,700	241,800	327,600	371,500	441,500
	20	178,800	244,600	329,700	373,500	444,100
	21	181,000	247,000	332,000	375,000	446,600
	22	183,400	249,600	334,000	377,000	449,200
	23	185,800	252,000	336,000	378,800	451,800
	24	188,100	254,700	338,000	380,700	454,300
	25	190,200	257,400	340,000	382,100	456,500
	26	192,500	259,800	341,900	383,800	458,800
	27	194,600	262,100	343,700	385,700	461,300
	28	196,700	264,300	345,500	387,600	463,800
	29	198,800	267,000	347,400	389,400	466,300
	30	200,500	269,200	349,100	391,300	468,800
	31	202,300	271,100	350,600	393,200	471,300
	32	204,000	273,200	352,300	395,100	473,800
	33	205,700	275,000	353,700	396,700	476,100
	34	207,600	277,000	355,100	398,500	478,500
	35	209,500	279,100	356,400	400,100	480,900
	36	211,300	281,000	357,900	401,900	483,400
	37	213,000	282,900	359,100	403,100	485,800
	38	214,900	284,400	360,500	404,600	488,300
	39	216,800	285,600	361,800	406,000	490,700
	40	218,700	287,100	363,200	407,400	493,200

平成29年12月26日 岡山県公報 号外

	41	220,500	288,500	363,900	408,800	495,500
	42	222,400	289,500	365,000	410,100	497,700
	43	224,300	290,500	366,200	411,600	499,900
	44	226,200	291,500	367,300	413,200	502,100
	45	227,800	292,200	368,500	414,600	503,800
	46	229,600	293,400	369,700	415,800	505,300
	47	231,300	294,600	371,000	417,400	506,900
	48	233,100	295,800	372,100	419,000	508,400
	49	234,800	297,200	373,200	420,300	510,100
	50	236,600	298,500	374,500	421,700	511,500
	51	238,300	299,600	375,800	423,200	512,900
	52	240,000	300,700	377,100	424,600	514,400
	53	241,500	301,900	377,800	426,000	515,500
	54	243,300	303,100	378,800	427,400	516,700
	55	245,000	304,400	379,700	428,800	517,900
	56	246,600	305,500	380,700	430,200	519,100
	57	247,900	306,500	381,500	431,300	520,000
	58	249,100	307,600	382,300	432,600	521,000
	59	250,100	308,800	383,000	434,000	522,000
再任	60	251,200	309,900	383,700	435,300	523,000
用職	61	252,300	310,800	384,300	436,100	524,100
員以	62	253,400	311,900	385,000	437,000	525,000
外の	63	254,300	313,000	385,900	438,000	525,700
職員	64	255,400	314,100	386,800	438,900	526,400
	65	256,600	315,000	387,400	439,800	527,200
	66	257,700	316,100	388,200	440,600	528,000
	67	258,800	317,000	389,000	441,200	528,800
	68	259,700	318,000	389,800	442,000	529,600
	69	260,600	319,000	390,400	442,400	530,300
	70	262,000	320,000	391,100	443,000	531,100
	71	263,500	321,100	391,800	443,500	531,900
	72	264,900	322,200	392,500	444,000	532,700
	73	266,300	322,800	393,200	444,500	533,400
	74	267,700	323,800	393,800		
	75	269,100	324,900	394,400		
	76	270,200	326,000	395,100		
	77	271,300	327,100	395,800		
	78	272,500	328,100	396,400		
	79	273,800	329,000	397,000		
	80	274,900	329,900	397,600		
	81	276,200	331,000	398,200		
	82	277,500	331,800	398,800		
	83	278,800	332,500	399,400		
	84	280,000	333,300	400,000		
	85	281,100	333,800	400,500		
	86	282,200	334,300	401,000		
	87	283,500	334,800	401,500		
	88	284,700	335,300	402,200		



平成29年12月26日 岡山県公報 号外

	89	285,600	335,600	402,600		
	90	286,800	336,100			
	91	287,800	336,600			
	92	289,000	337,100			
	93	289,900	337,400			
	94	290,900	337,800			
	95	291,900	338,300			
	96	292,900	338,800			
	97	293,300	339,300			
	98	294,200	339,800			
	99	294,900	340,300			
	100	295,800	340,800			
	101	296,700	341,300			
	102	297,400	341,800			
	103	298,100	342,300			
	104	298,800	342,800			
	105	299,500	343,300			
	106	300,000	343,700			
	107	300,500	344,200			
	108	301,000	344,600			
	109	301,200	345,100			
	110	301,600	345,500			
	111	301,900	346,000			
	112	302,200	346,400			
	113	302,500	346,900			
	114	302,800	347,300			
	115	303,100	347,800			
	116	303,400	348,200			
	117	303,700	348,700			
	118	304,100	349,100			
	119	304,400	349,500			
	120	304,800	349,900			
	121	305,100	350,300			
再任用職員		221,000	263,900	288,700	331,100	389,600

備考 この表は、人事委員会規則で定める試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

# 平成29年12月26日 岡山県公報 号外

## 別表第五 医療職給料表（第二条関係）

### イ 医療職給料表（一）

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	253,000	337,700	401,500	475,100
	2	255,500	340,700	404,200	477,400
	3	258,000	343,500	406,900	479,600
	4	260,500	346,400	409,500	481,900
	5	262,700	349,100	412,000	484,200
	6	266,500	352,300	414,700	486,400
	7	270,300	355,300	417,500	488,600
	8	274,000	358,300	420,200	490,800
	9	277,600	361,100	422,600	492,800
	10	281,600	363,900	425,300	494,900
	11	285,600	366,900	427,900	497,000
	12	289,500	370,000	430,600	499,100
	13	293,200	373,000	433,000	501,200
	14	297,200	376,500	435,500	503,300
	15	301,100	379,600	437,900	505,400
	16	304,900	383,200	440,400	507,500
	17	308,700	386,800	442,500	509,600
	18	312,300	389,300	444,900	511,600
	19	315,800	391,900	447,200	513,600
	20	319,400	394,400	449,600	515,600
	21	322,800	397,100	451,200	517,400
	22	326,400	399,700	453,600	519,200
	23	329,800	402,300	456,000	521,100
	24	333,200	404,700	458,300	523,000
	25	336,700	406,900	460,300	524,700
	26	339,400	409,200	462,600	526,500
	27	342,000	411,400	464,800	528,300
	28	344,600	413,700	467,100	530,100
	29	347,200	416,000	469,300	531,800
	30	349,200	418,100	471,600	533,600
	31	351,300	420,100	473,900	535,400
	32	353,600	422,200	476,100	537,200
	33	355,900	424,200	478,100	538,800
	34	358,200	426,100	480,200	540,600
	35	360,300	427,900	482,300	542,300
	36	362,700	429,900	484,400	544,100
	37	365,100	431,800	486,500	545,700
	38	367,400	433,800	488,300	547,300
	39	369,600	435,800	490,100	548,700
	40	371,600	437,800	491,900	550,300

平成29年12月26日 岡山県公報 号外

再任 用職 員以 外の 職員	41	373,700	439,600	493,600	551,800
	42	375,100	441,400	495,400	553,200
	43	376,600	443,100	497,200	554,600
	44	378,000	444,900	499,000	556,000
	45	379,300	446,800	500,600	557,200
	46	380,700	448,600	502,300	558,200
	47	382,200	450,400	504,100	559,200
	48	383,700	452,100	505,900	560,200
	49	384,900	453,900	507,500	561,300
	50	385,900	455,600	508,800	562,200
	51	386,900	457,400	510,100	563,100
	52	387,800	459,200	511,400	564,000
	53	388,700	461,100	512,500	564,900
	54	389,600	462,300	513,800	565,800
	55	390,300	463,500	515,100	566,700
	56	391,200	464,700	516,400	567,600
	57	392,000	465,900	517,400	568,500
	58	392,900	466,900	518,200	569,400
	59	393,700	467,900	519,000	570,300
	60	394,500	468,900	519,800	571,200
	61	395,100	469,700	520,700	572,100
	62	395,600	470,400	521,500	573,000
	63	396,000	471,100	522,400	573,900
	64	396,500	471,800	523,200	574,800
	65	396,800	472,500	524,100	575,700
	66		473,200	525,000	
	67		473,900	525,900	
	68		474,600	526,800	
69		474,900	527,700		
70		475,600	528,600		
71		476,300	529,500		
72		477,000	530,400		
73		477,400	531,200		
74		478,000	532,100		
75		478,700	533,000		
76		479,400	533,900		
77		479,800	534,700		
78		480,400	535,600		
79		481,000	536,500		
80		481,500	537,400		
81		482,100	538,200		
82		482,600	539,100		
83		483,100	540,000		
84		483,600	540,900		
85		484,000	541,700		
86		484,600	542,600		
87		485,200	543,500		
88		485,800	544,400		

平成29年12月26日 岡山県公報 号外

	89		486,300	545,200	
	90		486,900		
	91		487,500		
	92		488,100		
	93		488,600		
	94		489,200		
	95		489,800		
	96		490,400		
	97		490,900		
再任用職員		298,000	340,400	394,800	467,800

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

# 平成29年12月26日 岡山県公報 号外

## ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	154,000	192,300	227,600	254,400	289,500	336,800	381,200	447,300
	2	155,400	193,900	229,200	255,900	291,500	338,800	383,900	449,900
	3	156,800	195,500	230,800	257,400	293,700	341,000	386,500	452,400
	4	158,200	197,200	232,400	259,000	295,800	343,200	389,200	455,000
	5	159,400	198,700	233,900	260,200	298,000	345,100	391,600	457,400
	6	161,200	200,300	235,500	261,700	300,100	347,300	394,300	459,900
	7	163,000	201,900	237,100	263,100	302,200	349,300	396,900	462,400
	8	164,700	203,400	238,700	264,500	304,300	351,500	399,600	464,900
	9	166,400	204,900	239,900	265,800	306,300	353,300	401,700	467,300
	10	168,100	206,600	241,600	267,300	308,500	355,400	404,000	469,700
	11	169,900	208,200	243,100	268,600	310,600	357,600	406,200	472,300
	12	171,700	209,900	244,500	269,900	312,800	359,700	408,400	474,700
	13	173,200	211,400	246,100	271,300	314,900	361,200	410,500	477,200
	14	175,100	213,000	247,700	272,900	316,800	363,200	412,500	478,700
	15	177,100	214,600	249,200	274,700	318,900	365,100	414,500	480,000
	16	179,000	216,200	250,800	276,200	320,900	367,100	416,600	481,300
	17	181,000	217,500	251,800	277,800	323,000	369,000	418,400	482,500
	18	182,900	219,100	253,300	279,600	325,000	371,000	420,400	483,800
	19	184,700	220,800	254,700	281,400	327,100	373,000	422,300	485,100
	20	186,600	222,400	256,200	283,100	329,200	375,000	424,400	486,400
	21	188,600	223,900	257,700	284,900	331,000	376,800	426,200	487,600
	22	190,100	225,400	259,100	286,800	333,000	378,800	427,800	489,000
	23	191,600	226,900	260,400	288,500	334,800	380,900	429,400	490,400
	24	193,100	228,400	261,800	290,300	336,800	383,000	430,900	491,600
	25	194,800	229,800	263,200	292,000	338,600	384,400	432,400	493,000
	26	196,300	231,300	264,600	293,900	340,500	386,200	433,700	494,300
	27	197,800	232,700	266,100	295,800	342,500	388,000	435,000	495,700
	28	199,200	234,100	267,700	297,600	344,500	389,700	436,300	497,100
	29	200,600	235,500	269,300	299,500	345,900	391,500	437,600	498,500
	30	201,900	237,200	271,000	301,300	347,700	393,000	438,800	499,600
	31	203,200	238,700	272,600	303,100	349,400	394,600	440,000	500,700
	32	204,500	240,300	274,200	305,000	351,200	396,300	441,100	501,800
	33	205,700	241,600	275,700	306,700	352,900	397,600	442,300	502,900
	34	207,100	243,100	277,500	308,400	354,700	398,900	443,500	503,800
	35	208,500	244,500	279,200	310,200	356,600	400,200	444,700	504,700
	36	209,800	246,100	280,900	312,000	358,400	401,400	445,900	505,600
	37	210,900	247,500	282,300	313,400	360,200	402,500	447,200	506,600
	38	212,200	249,100	284,000	315,100	361,900	403,700	448,000	
	39	213,400	250,500	285,700	316,600	363,500	404,800	448,400	
	40	214,600	252,000	287,300	318,200	365,200	405,900	449,100	

平成29年12月26日 岡山県公報 号外

	41	215,800	253,400	288,900	319,900	366,400	406,700	449,600
	42	216,900	254,600	290,600	321,600	367,500	407,500	450,000
	43	218,000	256,000	292,300	323,200	368,700	408,300	450,400
	44	219,100	257,400	294,000	324,900	369,900	409,100	450,800
	45	220,200	258,700	295,600	325,900	371,100	409,500	451,200
	46	221,200	260,200	297,300	327,300	371,900	410,100	451,600
	47	222,100	261,600	299,000	328,800	373,100	410,600	452,000
	48	223,100	263,000	300,600	330,400	374,200	411,000	452,300
	49	224,000	264,600	301,900	331,800	375,200	411,400	452,600
	50	225,000	266,000	303,500	333,100	376,200	411,700	453,000
	51	225,900	267,300	304,800	334,300	377,200	412,000	453,300
	52	226,900	268,600	306,400	335,600	378,200	412,300	453,600
	53	227,300	269,600	307,700	336,700	379,000	412,600	453,900
	54	228,200	271,000	309,200	337,700	379,800	412,900	
	55	228,900	272,400	310,600	338,800	380,700	413,200	
	56	229,900	273,700	312,100	339,800	381,600	413,500	
再任用職員以外の職員	57	230,700	274,700	313,200	340,300	382,100	413,800	
	58	231,600	276,000	314,400	341,200	382,900	414,100	
	59	232,300	277,300	315,600	342,000	383,700	414,400	
	60	233,100	278,600	317,000	342,900	384,500	414,800	
	61	234,000	279,600	318,300	343,700	384,900	415,000	
	62	234,800	280,800	319,500	344,000	385,600	415,300	
	63	235,600	282,100	320,800	344,600	386,300	415,600	
	64	236,600	283,400	322,000	345,300	387,000	415,900	
	65	237,200	284,400	323,400	345,900	387,400	416,100	
	66	237,900	285,500	324,200	346,600	388,000		
	67	238,600	286,400	325,000	347,300	388,700		
	68	239,400	287,500	325,800	348,000	389,300		
	69	240,100	288,500	326,400	348,700	389,700		
	70	240,700	289,600	327,100	349,200	390,200		
	71	241,300	290,700	327,800	349,800	390,700		
	72	241,900	291,800	328,400	350,400	391,200		
	73	242,400	292,500	329,100	350,700	391,800		
	74	243,200	293,200	329,300	351,300	392,300		
	75	244,000	293,800	329,900	351,800	392,900		
	76	244,700	294,600	330,500	352,400	393,500		
	77	245,200	295,400	331,100	352,900	394,000		
	78	245,800	296,000	331,600	353,400	394,500		
	79	246,400	296,600	332,100	353,900	395,000		
	80	247,000	297,200	332,600	354,300	395,500		
	81	247,300	297,900	333,200	354,600	395,800		
	82	247,700	298,400	333,700	354,900	396,300		
	83	248,100	298,800	334,100	355,300	396,700		
	84	248,500	299,200	334,600	355,600	397,100		
	85	248,800	299,400	335,100	356,100	397,500		
	86		299,600	335,500	356,400			
	87		299,800	335,700	356,700			
	88		300,000	336,100	357,000			

平成29年12月26日 岡山県公報 号外

89			300,400	336,500	357,400				
90			300,600	336,900	357,700				
91			300,800	337,300	358,100				
92			301,000	337,700	358,400				
93			301,400	338,000	358,800				
94			301,600	338,200	359,100				
95			301,800	338,600	359,400				
96			302,100	338,900	359,700				
97			302,500	339,100	360,000				
98			302,800	339,400	360,400				
99			303,000	339,700	360,800				
100			303,300	340,000	361,200				
101			303,600	340,200	361,700				
102			303,800	340,500	362,100				
103			304,000	340,900	362,500				
104			304,300	341,100	362,900				
105			304,600	341,200	363,400				
106				341,500					
107				341,900					
108				342,100					
109				342,300					
110				342,700					
111				343,100					
112				343,500					
113				343,700					
再任用職員		192,300	219,300	251,700	265,300	291,800	332,700	374,900	436,400

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療エックス線技師及び歯科衛生士その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

# 平成29年12月26日 岡山県公報 号外

## ハ 医療職給料表（三）

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	195,100	243,100	265,800	291,000	335,900	380,100
	2	168,600	197,200	244,900	266,800	292,700	338,000	382,700
	3	170,100	199,300	246,700	267,700	294,400	340,000	385,400
	4	171,600	201,300	248,400	268,800	296,300	342,200	388,000
	5	173,100	203,500	249,800	269,500	298,100	344,200	390,200
	6	174,600	205,800	251,100	270,500	299,900	346,300	392,600
	7	176,100	208,100	252,300	271,300	301,800	348,500	394,900
	8	177,600	210,400	253,600	272,300	303,600	350,600	397,200
	9	179,000	212,900	254,600	273,400	305,500	352,100	399,200
	10	180,700	214,300	255,700	274,200	307,400	354,100	401,300
	11	182,300	215,700	256,600	275,300	309,200	356,000	403,500
	12	183,800	217,000	257,500	276,500	311,100	358,000	405,800
	13	185,400	218,200	258,800	277,800	312,700	360,000	407,700
	14	187,400	219,700	259,900	279,100	314,300	362,100	409,700
	15	189,400	221,200	260,700	280,300	316,100	364,200	411,900
	16	191,400	222,400	261,700	281,700	317,900	366,200	414,100
	17	193,700	223,700	262,400	283,000	319,700	368,200	416,100
	18	195,800	225,200	263,300	284,400	321,300	370,200	418,300
	19	197,900	226,600	264,300	285,600	323,000	372,300	420,500
	20	200,000	228,000	265,200	287,000	324,700	374,400	422,600
	21	202,200	229,400	266,100	288,600	326,100	376,100	424,500
	22	204,400	231,100	267,100	290,200	327,600	378,200	426,400
	23	206,600	232,800	268,000	291,700	329,100	380,300	428,200
	24	208,800	234,400	269,000	293,100	330,600	382,300	430,100
	25	210,900	235,800	270,200	294,400	332,100	384,300	431,800
	26	212,200	237,500	271,500	296,200	333,500	385,900	433,400
	27	213,400	239,200	272,700	298,000	335,000	387,800	435,100
	28	214,600	240,900	273,900	299,700	336,600	389,700	436,700
	29	215,800	242,400	275,100	301,200	337,800	391,500	438,000
	30	217,000	243,800	276,600	302,800	339,300	393,200	439,300
	31	218,300	245,100	278,200	304,400	340,700	395,100	440,900
	32	219,500	246,200	279,600	306,100	342,200	396,900	442,400
	33	220,700	247,400	281,200	307,500	343,900	398,600	444,100
	34	222,000	248,500	282,700	309,000	345,400	400,300	445,700
	35	223,300	249,400	284,000	310,600	347,000	402,100	447,100
	36	224,600	250,500	285,300	312,200	348,500	403,800	448,500
	37	225,800	251,600	286,900	313,600	350,300	405,400	449,600
	38	227,200	252,700	288,300	315,000	351,900	407,100	450,900
	39	228,400	253,600	289,800	316,400	353,400	408,900	452,200
	40	229,700	254,700	291,200	318,000	355,000	410,700	453,600





89	282,600	315,300	350,200	370,000	397,400
90	283,500	316,500	351,000	370,400	397,800
91	284,300	317,700	351,800	371,000	398,300
92	285,300	318,900	352,600	371,500	398,700
93	286,200	319,700	353,300	371,900	399,100
94	287,200	320,400	353,900	372,400	
95	288,100	321,100	354,600	372,800	
96	289,100	321,700	355,200	373,100	
97	289,800	322,400	355,700	373,800	
98	290,600	322,700	356,100	374,300	
99	291,200	323,300	356,600	374,800	
100	292,100	324,000	357,000	375,300	
101	292,900	324,400	357,500	376,000	
102	293,700	325,000	357,900	376,500	
103	294,500	325,600	358,400	377,000	
104	295,300	326,200	358,800	377,400	
105	296,000	326,600	359,200	378,100	
106	296,500	327,100	359,700	378,600	
107	297,000	327,600	360,100	379,100	
108	297,500	328,100	360,400	379,600	
109	297,700	328,500	361,000	380,300	
110	298,000	328,900	361,500	380,700	
111	298,200	329,200	362,000	381,200	
112	298,600	329,500	362,500	381,700	
113	298,900	329,900	363,100	382,400	
114	299,100	330,300	363,600		
115	299,500	330,700	364,100		
116	299,800	331,000	364,500		
117	300,100	331,200	365,000		
118	300,400	331,500	365,400		
119	300,700	331,900	365,900		
120	301,100	332,100	366,400		
121	301,400	332,300	366,900		
122	301,800	332,600	367,400		
123	302,100	332,900	367,900		
124	302,500	333,200	368,400		
125	302,700	333,400	368,800		
126	302,900	333,700			
127	303,200	334,100			
128	303,600	334,300			
129	303,800	334,400			
130	304,100	334,700			
131	304,500	335,100			
132	304,900	335,300			
133	305,100	335,600			
134	305,400	336,000			
135	305,800	336,400			
136	306,100	336,800			

平成29年12月26日 岡山県公報 号外

137	306,300	337,100						
138	306,600	337,500						
139	307,000	337,900						
140	307,300	338,300						
141	307,500	338,600						
142	307,900	339,000						
143	308,300	339,300						
144	308,600	339,700						
145	308,700	340,000						
146	309,000	340,400						
147	309,300	340,800						
148	309,700	341,200						
149	309,900	341,500						
150	310,100	341,900						
151	310,400	342,300						
152	310,700	342,700						
153	311,100	343,000						
154	311,300							
155	311,500							
156	311,800							
157	312,100							
158	312,400							
159	312,700							
160	313,000							
161	313,400							
162	313,700							
163	314,000							
164	314,300							
165	314,700							
166	315,000							
167	315,300							
168	315,600							
169	316,000							
再任用職員	238,900	260,600	267,800	278,000	294,300	332,000	376,400	

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する保健師及び看護師その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

第二条 岡山県職員給与条例の一部を次のように改正する。

第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（第三項及び次条において「扶養親族である配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が九級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（同条において「行政職九級職員等」という。）に対しては、支給しない。

第九条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫  
 第九条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族である配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（次条第三項において「行政職八級職員等」という。）にあつては、二千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（次項及び同条において「扶養親族である子」という。）については一人につき一万円とする。

第十条第一項中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（行政職九級職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）がある場合、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を削り、同項第一号中「とき。」を「場合（行政職九級職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」に改め、同項第二号中「とき（前条第二項第二号又は第四号）を「場合（扶養親族である子又は前条第二項第三号若しくは第五号）」に、「を除く。）」を「及び行政職九級職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「（行政職九級職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」を加え、「扶養親族がない職員に前項第一号」を「行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号」に、「生じた場合において」を「生じたとき」に改め、「死亡した日」の下に「、行政職九級職員等以外の職員から行政職九級職員等となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等となつた日」を、「の扶養親族」の下に「（行

政職九級職員等にあつては、扶養親族である子に限る。」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合  
二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合

三 扶養親族である配偶者、父母等及び扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るものがある行政職九級職員等が行政職九級職員等以外の職員となつた場合

四 扶養親族である配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行政職八級職員等が行政職八級職員等及び行政職九級職員等以外の職員となつた場合

五 扶養親族である配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職九級職員等以外のものが行政職九級職員等となつた場合

六 扶養親族である配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行政職八級職員等及び行政職九級職員等以外のものが行政職八級職員等となつた場合

七 職員の扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第十九条の四第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の九十」に、「百分の百十五」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の四十二・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十二・五」に改める。

（岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第三条 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十九年岡山県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号）別表第一の行政職給料表の適用を受ける者でその等級が九級であるものに相当する職員として公営企業管理者が指定する職にある者に対しては、支給しない。

第四条第二項中「の各号」を削り、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第五条の二第二項中「(昭和二十六年岡山県条例第十八号)」を削り、「。第十六条の三」を「。以下この項及び第十六条の三」に、「同条例」を「派遣条例」に改める。

(岡山県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正)

**第四条** 岡山県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和三十一年岡山県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

小学校・中学校教育職員給料表

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	162,100	178,200	267,700	296,700	412,900
	2	163,600	180,300	270,200	299,300	414,400
	3	165,100	182,400	272,500	302,200	415,900
	4	166,600	184,600	274,800	304,700	417,400
	5	168,400	186,700	277,400	307,200	418,800
	6	170,300	188,900	279,800	309,600	420,200
	7	172,100	191,100	282,000	311,900	421,700
	8	173,900	193,300	284,200	314,300	423,300
	9	175,700	195,700	286,500	316,700	424,700
	10	177,800	198,500	288,800	319,300	426,100
	11	179,900	201,300	291,200	322,000	427,500
	12	181,900	204,000	293,400	324,900	428,800
	13	183,900	206,900	295,800	327,400	430,100
	14	186,100	208,600	297,900	329,400	431,500
	15	188,400	210,300	299,800	331,400	432,900
	16	190,700	212,000	301,800	333,700	434,300
	17	193,000	213,900	303,900	335,800	435,500
	18	195,600	215,600	306,400	338,000	436,800
	19	198,100	217,300	308,900	340,300	438,000
	20	200,700	218,900	311,600	342,400	439,300
	21	203,200	220,600	313,900	344,700	440,400
	22	204,900	222,500	316,500	346,900	441,600
	23	206,600	224,300	318,800	349,200	442,900
	24	208,300	226,100	321,500	351,500	444,200
	25	209,900	227,800	324,100	353,300	445,500
	26	211,500	229,800	326,400	355,100	446,700
	27	213,100	231,800	328,800	357,000	447,700
	28	214,600	233,800	331,000	358,900	448,800
	29	216,100	235,600	333,300	360,700	450,000
	30	217,800	238,300	335,300	362,500	450,800
	31	219,400	241,000	337,500	364,200	451,600
	32	221,100	243,700	339,700	366,100	452,500
	33	222,600	246,400	341,600	367,600	453,400
	34	224,300	249,300	343,700	369,300	453,900
	35	225,900	252,100	345,800	370,800	454,400
	36	227,500	254,800	347,800	372,600	454,900
	37	229,000	257,400	349,800	374,500	455,400
	38	230,700	260,000	351,700	376,000	
	39	232,400	262,500	353,700	377,400	
	40	234,100	264,800	355,600	379,000	

	41	235,800	267,500	357,300	380,100
	42	237,600	269,900	359,100	381,500
	43	239,400	272,100	360,700	382,900
	44	241,100	274,300	362,400	384,400
	45	242,800	276,400	364,200	385,900
	46	244,400	278,600	365,900	387,500
	47	245,800	280,800	367,300	389,100
	48	247,200	282,800	368,900	390,600
	49	248,600	285,100	370,100	392,000
	50	250,000	287,100	371,600	393,500
	51	251,500	289,000	373,200	395,000
	52	252,700	291,000	374,800	396,400
	53	253,800	292,800	376,300	397,600
	54	255,200	295,200	377,800	398,900
	55	256,400	297,500	379,300	400,000
	56	257,600	300,000	380,800	401,100
	57	258,800	302,100	382,300	402,500
	58	260,000	304,600	383,700	403,700
	59	261,100	306,900	385,100	404,900
	60	262,300	309,600	386,400	406,200
	61	263,700	312,000	387,300	407,400
	62	264,900	314,400	388,500	408,400
	63	266,100	316,900	389,700	409,800
	64	267,000	319,200	390,800	411,100
	65	268,000	321,500	391,700	412,300
	66	269,400	323,700	392,900	413,400
	67	270,800	325,800	393,900	414,600
	68	272,300	328,000	395,000	415,700
	69	273,900	330,100	396,200	416,700
	70	275,400	332,200	397,200	417,900
	71	276,900	334,400	398,300	419,100
	72	278,300	336,400	399,500	420,300
	73	279,300	338,500	400,500	420,900
	74	280,500	340,600	401,600	421,700
	75	281,800	342,800	402,700	422,400
	76	283,000	345,000	403,800	422,900
再任 用職 員以 外の 職員	77	284,300	346,700	404,700	423,200
	78	285,400	348,600	405,600	423,600
	79	286,600	350,300	406,600	424,000
	80	287,800	352,100	407,600	424,400
	81	289,000	353,900	408,400	424,700
	82	289,900	355,700	409,200	425,100
	83	291,100	357,200	409,900	425,500
	84	292,300	359,000	410,700	425,800
	85	293,300	360,200	411,400	426,100
	86	294,200	361,800	412,200	426,500
	87	294,900	363,300	412,900	426,900
	88	295,900	364,800	413,600	427,200



平成29年12月26日 岡山県公報 号外

89	296,900	366,200	414,200	427,500
90	297,800	367,500	414,900	427,800
91	298,700	368,900	415,400	428,100
92	299,600	370,300	416,100	428,300
93	299,900	371,800	416,500	428,500
94	300,600	373,100	416,900	
95	301,300	374,400	417,200	
96	302,100	375,600	417,500	
97	302,900	376,600	417,800	
98	303,700	377,600	418,100	
99	304,500	378,600	418,400	
100	305,200	379,600	418,600	
101	306,100	380,500	418,800	
102	306,600	381,500	419,100	
103	307,100	382,500	419,400	
104	307,600	383,500	419,600	
105	307,800	384,300	419,800	
106	308,200	385,200	420,100	
107	308,500	386,100	420,400	
108	308,700	387,100	420,600	
109	308,900	387,900	420,800	
110	309,100	388,900		
111	309,400	389,900		
112	309,700	390,900		
113	309,900	391,500		
114	310,100	392,400		
115	310,300	393,300		
116	310,600	394,200		
117	310,900	395,000		
118	311,200	395,700		
119	311,500	396,500		
120	311,800	397,300		
121	311,900	397,900		
122	312,100	398,700		
123	312,400	399,400		
124	312,700	400,100		
125	312,900	400,700		
126		401,400		
127		401,900		
128		402,500		
129		403,200		
130		403,800		
131		404,300		
132		404,800		
133		405,100		
134		405,400		
135		405,700		
136		406,000		

平成29年12月26日 岡山県公報 号外

	137		406,300			
	138		406,600			
	139		406,900			
	140		407,200			
	141		407,500			
	142		407,800			
	143		408,100			
	144		408,400			
	145		408,600			
	146		408,900			
	147		409,200			
	148		409,400			
	149		409,600			
	150		409,900			
	151		410,200			
	152		410,400			
	153		410,600			
	154		410,900			
	155		411,200			
	156		411,400			
	157		411,600			
再任用職員		230,500	277,300	304,300	330,600	411,400

備考

- 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第五条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項ただし書中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第六条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第三項ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

(一般職の任期付職員を採用等に関する条例の一部改正)

第七条 一般職の任期付職員を採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表中「379,000」を「380,000」に、「427,000」を「428,000」に改める。

第八条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第八条 一般職の任期付職員を採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第九条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「401,000」を「402,000」に、「461,000」を「462,000」に改め、同条第二項の表中「335,000」を「336,000」に、「371,000」を「372,000」に、「399,000」を「400,000」に改める。

第六条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第十条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第六条、第八条及び第十条並びに附則第六項から第八項までの規定は、平成三十年四月一日から施行する。

(適用)

2 第一条の規定による改正後の岡山県職員給与条例(以下「第一条改正後の職員給与条例」という。)(第十九条の四第二項を除く。)の規定、第四条の規定による改正後の岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例(以下「改正後の教職員の給与条例」という。)(規定、第七条の規定による改正後の一般職の任期付職員を採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)(第七条第一項の規定並びに第九条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付研究員条例」という。)(第五条第一項及び第二項の規定は平成二十九年四月一日から、第一条改正後の職員給与条例第十九条の四第二項の規定、第五条の規定による改正後

の知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等の給与条例」という。）の規定、改正後の任期付職員条例第八条第二項の規定及び改正後の任期付研究員条例第六条第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

（平成二十九年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 平成二十九年四月一日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の岡山県職員給与条例（以下「第一条改正前の職員給与条例」という。）又は第四条の規定による改正前の岡山県費負担教職員の給与等に関する条例（以下「改正前の教職員の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する等級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、第一条改正後の職員給与条例又は改正後の教職員の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

（施行日から平成三十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から平成三十年三月三十一日までの間において、第一条改正後の職員給与条例又は改正後の教職員の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する等級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず第一条改正前の職員給与条例又は改正前の教職員の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条改正後の職員給与条例又は改正後の教職員の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

5 第一条改正後の職員給与条例、改正後の教職員の給与条例、改正後の知事等の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例（以下「改正後条例等」と総称する。）の規定を適用する場合には、第一条改正前の職員給与条例、改正前の教職員の給与条例、第五条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例、第七条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第九条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後条例等の規定による給与の内払とみなす。

（平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例）

6 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の岡山県職員給与条例（以下「第二条改正後の職員給与条例」という。）第九条第一項ただし書及び第十條第三項第三号から第六号までの規定並びに第三条の規定による改正後の岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下「改正後の企業職員の給与条例」という。）第四条第一項ただし書の規定は適用せず、第二条改正後の職員給与条例第九条第三項及び第十條の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を

受ける職員でその等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（次条第三項において「行政職八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（次項及び同条において「扶養親族である子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（次条第三項において「扶養親族である配偶者」という。）については一万円、前項第二号に該当する扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族である子」という。）については一人につき八千円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円）、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（同条において「扶養親族である父母等」という。）については一人につき六千五百円（職員に配偶者及び扶養親族である子が不在の場合にあつては、そのうち一人については九千円）」と、第二条改正後の職員給与条例第十條第一項中「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）がある場合、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（行政職九級職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族である子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び行政職九級職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは

三 扶養親族である子又は扶養親族

四 扶養親族である子又は扶養親族

至つた者がある場合（扶養親族である子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族である父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）である父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（第二号に該当する場合を除く。）が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）

と、同条第二項中「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職九級職員等以外の

職員から行政職九級職員等となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至つた場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

（平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例）

7 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条改正後の職員給与条例第九条第一項ただし書及び第十条第三項第三号から第六号までの規定並びに改正後の企業職員の給与条例第四条第一項ただし書の規定は適用せず、第二条改正後の職員給与条例第九条第三項及び第十條の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（次条第三項において「行政職八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（次項及び同条において「扶養親族である子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（次条第三項において「扶養親族である配偶者」という。）については八千円、前項第二号に該当する扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族である子」という。）については一人につき九千円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円）、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（同条において「扶養親族である父母等」という。）については一人につき六千五百円（職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあつては、そのうち一人については八千円）」と、第二条改正後の職員給与条例第十條第一項中「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）がある場合、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、

父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（行政職九級職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二

扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族である子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び行政職九級職員等に扶養親族である配偶者、父母等

としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは

- 三 扶養親族である子又は扶養
- 四 扶養親族である子又は扶養

親族である父母等がある場合（扶養親族である子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族である父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）」

親族である父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（第二号に該当する場合を除く。）」

親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠

くに至つた場合を除く。）」

と、同条第二項中「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族

である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職九級職員等以外の職員から行政職九級職員等となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子に係るに至つた

場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）とあるのは「扶養親族」とする。

8 平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間は、第二条改正後の職員給与条例

第九条第一項ただし書並びに第十条第三項第三号及び第五号の規定並びに改正後の企業職員の給与条例第四条第一項ただし書の規定は適用せず、第二条改正後の職員給与条例第九条第三項及び第十条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（次条第三項において「扶養親族である配偶者、父母等」という。）と、「が八級」とあるのは「が八級以上」と、「行政職八級職員等」とあるのは「行政職八級以上職員等」と、第二条改正後の職員給与条例第十条第一項中「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）がある場合、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行政職九級職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）とあり、及び同項第二号中「場合及び行政職九級職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職九級職員等以外の職員から行政職九級職員等となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行政職八級職員等が行政職八級職員等及び行政職九級職員等」とあるのは「行政職八級以上職員等が行政職八級以上職員等」と、同項第六号中「行政職八級職員等及び行政職九級職員等」とあるのは「行政職八級以上職員等」とする。



(人事委員会への委任)

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会  
が定める。

◎ 岡山県税条例及び岡山県収入証紙条例の一部を改正する条例について  
自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象を拡大するため、自動車税の徴収の方法の特例を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例について  
産業廃棄物処理税は法定外目的税であり、随時その必要性を判断しつつ課税を行うことが適当であるため、五年後を目途として、必要があると認めるときは、岡山県産業廃棄物処理税条例の規定について検討を加えるものである。

◎ 岡山県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例について  
国が県に交付した医療施設耐震化臨時特例交付金により実施した事業の終了に伴い、岡山県医療施設耐震化臨時特例基金を廃止したものである。

◎ 岡山県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例について  
国が県に交付した地域医療再生臨時特例交付金により実施した事業の終了に伴い、岡山県地域医療再生臨時特例基金を廃止したものである。

◎ 岡山県国民健康保険調整交付金交付条例を廃止する条例について  
国民健康保険法の一部改正により都道府県調整交付金が廃止されることに伴い、岡山県国民健康保険調整交付金交付条例を廃止するものである。

◎ 岡山県国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例について  
国民健康保険法等の一部改正に鑑み、国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に關し必要な事項を定めるものである。

◎ 岡山県産業労働関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
通訳案内士法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
不動産特定共同事業法の一部改正により小規模不動産特定共同事業の登録の制度が導入されたことに鑑み、当該登録の申請等に対する審査に係る手数料の額を定めたものである。

◎ 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例について

平成二十九年十月四日付け職員の給与等に関する人事委員会の勧告等に鑑み、給料月額、初任給調整手当の最高支給限度額、扶養手当の月額及び勤勉手当の支給割合を改定する等所要の改正を行ったものである。